

# 能登半島地震により被災された JA共済ご加入の皆さまへ

このたびの能登半島地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と皆さまのご健康をお祈り申し上げます。

## 建物更生共済にご加入の皆さまへ

### 自然災害共済金（地震共済金）のお支払いについて

ご加入の建物または動産が「地震」により、損害割合**5%以上**の損害が発生した場合に、自然災害共済金（平成29年4月1日以後の契約につきましては地震共済金）をお支払いいたします。お支払いする自然災害共済金（地震共済金）の額につきましては、「**損害の額×（火災共済金額／共済価額）×50%**」（損害の額の50%を限度）により算出いたします。

なお、損害割合が5%未満の損害については、共済金をお支払いすることができませんので、その場合はご了承ください。

（注）損害割合とは、損害の額の共済価額に対する割合を言います。損害の額等につきましては、JAの損害調査員等が被害状況を調査して判断いたします。

（例）損害割合5%とは、建物の共済価額（再取得価格）が3,000万円の場合、損害の額が150万円となります。

## ご留意いただきたい事項

- 今回の能登半島を震源とする地震以前の災害により被害を受けられた箇所につきましては、対象外とさせていただきますので、ご了承ください。
- 市町村による「応急危険度判定制度」や「罹災証明書」などの被害認定や、JA共済以外の地震保障仕組み（損害保険会社の地震保険等）による被害認定については、各団体により制度の主旨・目的が違うことから、JA共済の被害認定とは必ずしも同一とはなりませんので、予めご了承ください。
- 生命共済・傷害共済にご加入されており、地震の被害に遭われ入院等をされた場合には、JAまでご連絡ください。

上記内容について、詳細は各共済の「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、ご不明な点につきましては以下のJA窓口、またはお伺いするJAの損害調査員等へご相談ください。一刻も早いお支払いができるよう全力をあげておりますが、損害調査からお支払いまで時間を要することもありますので、何卒ご理解をお願い申し上げます。

### 【お問合せ先】



石山支店 025-286-5737  
木戸支店 025-274-6696  
南部支店 025-280-6321  
大江山支店 025-276-1111

北部支店 025-255-7755  
大形支店 025-274-6371  
鳥屋野支店 025-247-3301  
鳥屋野南支店 025-283-5376

豊栄支店 025-388-3733  
木崎支店 025-387-3431

